

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です

ろうきんは、労働組合や生活協同組合等の働く仲間が、お互いを助けるために、資金を出し合っただけでつくった協同組織の金融機関です。
ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。
ろうきんの会員は、平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員みずからの活動としてろうきんの運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

ろうきんの業務内容は、預金や融資・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児・介護資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の3原則

非営利の原則

会員直接奉仕の原則

政治的中立の原則

労働金庫法

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

全国のろうきんの概況とろうきんのセーフティネット

全国のろうきんの概況

全国のろうきんは、各地域で組織統合を進め、現在、13金庫が各地域で働く人たちの生活に密着した事業を展開しています。中央機関としての役割を果たしているのが、一般社団法人全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連)です。

労金協会は、全国のろうきんの指導・連絡・調査・渉外活動等を、労金連は、全国のろうきんの系統金融機関として資金の需給調整・資金運用等の機能を果たし、全国的な統一業務を行っています。

金庫数		(単位:百万円,%)			
金庫数	13金庫	金庫名	預金	貸出金	預貸率
店舗数	614店舗	北海道	1,005,983	743,669	73.92
役員数	11,317人	東北	2,092,653	1,244,519	59.47
会員数	119,083会員 (団体会員50,796会員 個人会員68,287会員)	中央	6,374,514	4,454,242	69.87
間接構成員数	11,400,656人	新潟県	825,448	384,249	46.55
預金残高	20,877,546百万円	長野県	695,074	379,427	54.58
貸出金残高	14,201,131百万円	静岡県	1,120,756	856,956	76.46
		北陸	767,516	434,976	56.67
		東海	1,814,350	1,521,817	83.87
		近畿	2,237,422	1,379,669	61.66
		中国	1,174,355	756,014	64.37
		四国	610,031	404,388	66.28
		九州	1,889,012	1,459,826	77.27
		沖縄県	270,427	181,373	67.06
		合計	20,877,546	14,201,131	68.02

ろうきん業態セーフティネット(安全網)

お客さまの預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、労金協会および労金連による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることにしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

